

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和2年6月2日 10時25分ごろ
発生場所	関門港関門航路（関門航路第16号灯浮標） 小倉日明防潮堤灯台から真方位343°1,430m付近 （概位 北緯33°55.1′ 東経130°52.9′）
事故の概要	油タンカー光隆丸は、南東進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	油タンカー 光隆丸、2,025トン 142167、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、光隆海運株式会社（船舶管理人）、旭タンカー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 浮体胴板に凹損、マーキング装置に折損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 東流約2.0ノット
事故の経過	<p>本船は、船長ほか9人が乗り組み、船長が操舵スタンドの前に立って手動操舵とし、甲板員1人が見張りに当たり、関門航路を南東進した。</p> <p>船長は、関門航路第10号灯浮標（以下、灯浮標については「関門航路」を省略する。）の手前で、船首方に3隻の漁船を認め、針路を右方に転じて航路の右側端に寄って航行していたところ、第14号灯浮標付近で、同漁船のうち右端の漁船の左後方に白色のブイを認め、えい網中なのではないかと思い、僅かに右舵を取った。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が、白色のブイとの関係を双眼鏡等で確認することに気を取られていたところ、第16号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の至近に接近していることに気付いたものの、どうすることもできず、右舷船首部が本件灯浮標に衝突した。</p>
分析	<p>本船は、関門航路の右側端を南東進中、船長が、船首方に白色のブイを認め、漁船がえい網中のものであるかと思い、同ブイを確認することに意識を向けて航行を続けたことから、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が関門航路の右側端を南東進中、船長が、船首方に白色のブイを認め、漁船がえい網中なのではないかと思い、同ブイを</p>

	<p>確認することに意識を向けて航行を続けたため、本件灯浮標に接近していることに気付くのが遅れ、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・航行中は、特定の対象だけに注意を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。